

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）（第二条関係）	8
○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）（第三条関係）	11
○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第四条関係）	37
○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）（第五条関係）	68
○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第六条関係）	71
○ 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（抄）（第七条関係）	86
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第八条関係）	89
○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第一百十六号）（抄）（第九条関係）	96
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第十条関係）	98

改正案	現行
<p>（準備金の取崩し）</p> <p>第二十条 健康保険組合は、保険給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。））、同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに法第七十三条の規定による拠出金（以下「日雇拠出金」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（第二十九条及び第四十六条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含む。）の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない。</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、一の年度の決算において支出（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額が収入（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額を超える状態が継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下この条、第四十六条、第六十五条第一項第一号イ及び第六十七条第三項において「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）を含み、被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び法第五十二条の二に規定する出産育児交付</p>	<p>（準備金の取崩し）</p> <p>第二十条 健康保険組合は、保険給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。））、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び法第七十三条の規定による拠出金（以下「日雇拠出金」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（第二十九条及び第四十六条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含む。）の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない。</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、一の年度の決算において支出（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額が収入（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額を超える状態が継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下この条、第四十六条、第六十五条第一項第一号イ及び第六十七条第三項において「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）を含み、被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）から法第五十三条に規定するその他の</p>

金（以下「出産育児交付金」という。）の額を除く。）から法第五十三条に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率が千分の九十五を超える状態が継続する健康保険組合であつて、準備金その他厚生労働大臣が定める財産の額が法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行つた保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く。）の一年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行つた前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇抛し出し金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額を下回つたものとする。

第七章 費用の負担

（出産育児交付金）

第四十四条の四 各年度の出産育児交付金は、当該年度の法第五十二条の二に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の規定の読替え）

第四十四条の五 法第五十二条の六の規定により高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定を準用する場合においては、同法第四十一条（見出しを含む。）中「保険者」とあるのは「健康保険組合」と、同法第四十二条第一項中「各

給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率が千分の九十五を超える状態が継続する健康保険組合であつて、準備金その他厚生労働大臣が定める財産の額が法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行つた保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）の一年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行つた前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇抛し出し金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額を下回つたものとする。

第七章 費用の負担

（新設）

（新設）

「保険者」とあるのは、「各保険者（健康保険（日雇特例被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいう。）の保険を除く。）の保険者としての全国健康保険協会及び健康保険組合をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

（健康保険組合の合併等の場合における出産育児交付金の額の算定の特例）

第四十四条の六 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項から第四項までの規定は、法第五十二条の六において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条の規定による出産育児交付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し	保険者	健康保険組合
	保険者、 保険者又は解散をした 保険者	健康保険組合、 健康保険組合又は解 散をした健康保険組 合
第一条第一項	承継した保険者	承継した健康保険組 合
	成立保険者等 保険者	成立健康保険組合等 健康保険組合
第二条第一項第一号	債権の額又は前期高 齢者納付金等に係る 債務	債権
	保険者	健康保険組合
第二条第一項第二号及び第三号	次のイ及びロに掲げ る額の区分に応じ、 それぞれイ及びロに	イに
		健康保険組合

（新設）

第二条第二項の表以外の部分				第二条第三項表以外の部分				第二条第四項の表					
成立保険者等	法第三十三條第一項	ただし書	成立保険者等	成立保険者等	成立保険者等	法第三十三條第一項	ただし書	概算前期高齢者交付金	確定前期高齢者交付金	保険者	概算前期高齢者交付金	確定前期高齢者交付金	健康保険組合等
健康保険法（大正十一年法律第七十号）	第百五十二條の第三項	ただし書	健康保険法第百五十二條の第三第一項	健康保険法第百五十二條の第三第一項	健康保険法第百五十二條の第三第一項	健康保険法第百五十二條の第三第一項	し書	概算出產育兒交付金	確定出產育兒交付金	健康保険組合	概算出產育兒交付金	確定出產育兒交付金	健康保険組合
健康保険組合等	健康保険法（大正十一年法律第七十号）	第百五十二條の第三項	健康保険法第百五十二條の第三第一項	健康保険法第百五十二條の第三第一項	健康保険法第百五十二條の第三第一項	健康保険法第百五十二條の第三第一項	し書	概算出產育兒交付金	確定出產育兒交付金	健康保険組合	概算出產育兒交付金	確定出產育兒交付金	健康保険組合

（保険料等交付金の交付）
第四十四條の七（略）

（保険料等交付金の交付）
第四十四條の四（略）

(準備金の積立て)

第四十六条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇抛し出し金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の額並びに法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

2 健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇抛し出し金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

(交付金)

第六十五条 法附則第二条第一項の規定により連合会が行う交付金の交付の事業は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 交付金の交付の対象となる健康保険組合は、次のいずれかに該当するものであること。
- イ その所要保険料率（当該年度において各健康保険組合が行

(準備金の積立て)

第四十六条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇抛し出し金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

2 健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇抛し出し金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

(交付金)

第六十五条 法附則第二条第一項の規定により連合会が行う交付金の交付の事業は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 交付金の交付の対象となる健康保険組合は、次のいずれかに該当するものであること。
- イ その所要保険料率（当該年度において各健康保険組合が行

った医療に関する給付（法第五十三条に規定するその他の給付を除く。以下「医療給付」という。）並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金の納付に要した費用の額（出産育児交付金（前期高齢者交付金がある場合には、出産育児交付金及び前期高齢者交付金）の額を控除した額）の見込額を当該年度における当該各健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率をいう。以下同じ。）が連合会の会員である全健康保険組合の平均の所要保険料率以上である健康保険組合であつて、医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金の納付に係る財政の負担を軽減することが必要であると認められるもの

ロ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(調整保険料率)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の修正率は、各健康保険組合につき、各年の三月から翌年の二月までの期間について、当該三月の属する年度において当該健康保険組合が行う医療給付並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金の納付に要する費用の見込額（出産育児交付金（前期高齢者交付金がある場合には、出産育児交付金及び前期高齢者交付金）の額を控除した額）を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率（以下この項において「見込所要保険料率」という。）の連合会の会員である全健康保険組合の平均の見込所要保険料率に対する比率を基準として、連合会が定める。ただし、厚生労働大臣の定める率

った医療に関する給付（法第五十三条に規定するその他の給付を除く。以下「医療給付」という。）並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の見込額を当該年度における当該各健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率をいう。以下同じ。）が連合会の会員である全健康保険組合の平均の所要保険料率以上である健康保険組合であつて、医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金の納付に係る財政の負担を軽減することが必要であると認められるもの

ロ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(調整保険料率)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の修正率は、各健康保険組合につき、各年の三月から翌年の二月までの期間について、当該三月の属する年度において当該健康保険組合が行う医療給付並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金の納付に要する費用の見込額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率（以下この項において「見込所要保険料率」という。）の連合会の会員である全健康保険組合の平均の見込所要保険料率に対する比率を基準として、連合会が定める。ただし、厚生労働大臣の定める率を超えてはならない。

を超えてはならない。

(交付金の交付に関する細目等)

第六十八条 (略)

(法附則第二条の二の規定による国庫負担)

第六十八条の二 法附則第二条の二の政令で定める組合は、第六十五条第一項第一号ロに規定する健康保険組合とする。

2 国は、毎年度、連合会に対し、当該年度における前項に規定する健康保険組合を対象とする法附則第二条第一項の交付金の交付に要する費用の一部について、当該年度の予算で定める額を負担する。

附則

第三条 削除

(交付金の交付に関する細目等)

第六十八条 (略)

(新設)

(退職者給付拠出金の経過措置)

第三条 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第二十条中「及び法第七十三条」とあるのは、「法第七十三条」と、「並びに」とあるのは「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。)並びに」と、第二十九条中「及び日雇拠出金」とあるのは、「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」と、第三十三条の三第一項第八号中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)」とあるのは「国民健康保険法」と、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「及び日雇拠出金」とあるのは、「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」とする。

附則

第三条 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第二十条中「及び法第七十三条」とあるのは、「法第七十三条」と、「並びに」とあるのは「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。)並びに」と、第二十九条中「及び日雇拠出金」とあるのは、「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」と、第三十三条の三第一項第八号中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)」とあるのは「国民健康保険法」と、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「及び日雇拠出金」とあるのは、「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」とする。

○ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行									
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 費用の負担（第十六条の二―第三十三条） 第四章（略） 附則 第三章 費用の負担</p> <p>（出産育児交付金） 第十六条の二 各年度の法第百十二条の二第二項に規定する出産育児交付金（第二十八条及び附則第六条において「出産育児交付金」という。）は、当該年度の同項に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てるものとする。</p> <p>（出産育児交付金に関する健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定の読替え） 第十六条の三 法第百十二条の二第二項の規定による健康保険法及び高齢者の医療の確保の確保に関する法律の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替える規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>健康保険法第百五十二条の三第一項</td> <td>前条</td> <td>船員保険法第百十二条の二第一項</td> </tr> <tr> <td>健康保険法第百五十二条の三第一項</td> <td>各保険者ごとに</td> <td>協会について</td> </tr> </table>		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	船員保険法第百十二条の二第一項	健康保険法第百五十二条の三第一項	各保険者ごとに	協会について	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 費用の負担（第十七条―第三十三条） 第四章（略） 附則 第三章 費用の負担</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句									
健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	船員保険法第百十二条の二第一項									
健康保険法第百五十二条の三第一項	各保険者ごとに	協会について									

二項	健康保険法第百	五十二條の四	当該保険者 出産育児一時金等の 支給に要する費用	協会	船員保険法第百十二 條の二第一項に規定 する出産育児一時金 及び家族出産育児一 時金の支給に要する 費用
健康保険法第百	五十二條の五	当該保険者 出産育児一時金等	第百一條	協会 船員保険法の規定に よる出産育児一時金 及び家族出産育児一 時金 同法第七十三條第一 項	、全国健康保険協会 (船員保険法の規定 により医療に関する 給付を行う全国健康 保険協会をいう。以 下「協会」という。
高齢者の医療の 確保に関する法 律第四十二條第 一項	、各保険者	当該各保険者に対し 、 その者	当該各保険者	協会	協会
高齢者の医療の 確保に関する法 律第四十二條第 二項	保険者	保険者	協会	協会	協会
高齢者の医療の 確保に関する法 律第四十二條第 三項	協会	協会	協会	協会	協会

(準備金の積立て)

第二十八条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の額及び法第十三条に規定する国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならぬ。

附則

(法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額)

第六条 法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の額及び法第十三条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額として積み立てられた準備金の額とする。

(準備金の積立て)

第二十八条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）を含み、法第十三条に規定する国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

附則

(法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額)

第六条 法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、法第十三条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額として積み立てられた準備金の額とする。

改 正 案	現 行
<p>第十九条 組合は、毎年度（事業開始の初年度を除く。）末日において、第一号及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。</p> <p>一 当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第五条第七項に規定する組合特別調整補助金を除く。次号、次項及び次条第三項において同じ。）（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額及び法第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金（次項第一号において「出産育児交付金」という。）の額を控除した額の十二分の二に相当する額</p> <p>二 当該年度内に納付した高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支学金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支学金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の総額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金（次項において「前期高齢者納付金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支学金（次項において「</p>	<p>第十九条 組合は、毎年度（事業開始の初年度を除く。）末日において、第一号及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。</p> <p>一 当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第五条第七項に規定する組合特別調整補助金を除く。次号、次項及び次条第三項において同じ。）（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の二に相当する額</p> <p>二 当該年度内に納付した高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支学金等（以下「後期高齢者支学金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の総額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金（次項において「前期高齢者納付金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支学金（次項において「</p>

齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（次項において「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の一に相当する額

2 組合は、事業開始の初年度の末日において、第一号及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

一 事業開始の初年度の会計年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額及び出産育児交付金の額を控除した額を当該会計年度に属する月の数（事業開始の日が月の初日以外の日であるときは、当該会計年度に属する月の数から一を控除した数）で除して得た額に二を乗じて得た額

二（略）

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条の規定により同法第七十三条第一項に規定する日雇関係組合とみなされた組合（次条第五項及び附則第一条の二において「日雇関係国保組合」という。）について、前二項の規定を適用する場合においては、第一項第二号中「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）とあるのは、「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十三条第二項に規定する日雇拠出金（以下「日雇拠出金」という。）」と、前項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」

「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の一に相当する額

2 組合は、事業開始の初年度の末日において、第一号及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

一 事業開始の初年度の会計年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該会計年度に属する月の数（事業開始の日が月の初日以外の日であるときは、当該会計年度に属する月の数から一を控除した数）で除して得た額に二を乗じて得た額

二（略）

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条の規定により同法第七十三条第一項に規定する日雇関係組合とみなされた組合（次条第五項及び附則第一条の二において「日雇関係国保組合」という。）について、前二項の規定を適用する場合においては、第一項第二号中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）とあるのは、「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十三条第二項に規定する日雇拠出金（以下「日雇拠出金」という。）」と、前項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」とする。

とする。

(市町村の保険料の賦課に関する基準)

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項において同じ。）

- 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項において同じ。）

三 (略)

2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。た

(市町村の保険料の賦課に関する基準)

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第四条第二項において同じ。）

- 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項及び附則第四条第三項において同じ。）

三 (略)

2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準とし

だし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ・ハ (略)

二〇七 (略)

八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下このイにおいて「特定月」という。)以後五年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。)の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。)の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。

ロ・ハ (略)

九 (略)

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額(第五項に規定する基準に従

て算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ・ハ (略)

二〇七 (略)

八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下このイ及び附則第四条第二項第五号において「特定月」という。)以後五年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。)の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。)の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。

ロ・ハ (略)

九 (略)

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額(第五項に規定する基準に従

いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イハ (略)

二ハ (略)

4・5 (略)

附則

(日雇関係国保組合のうち被用者保険等保険者である組合の特別積立金等の特例)

第一条の二 日雇関係国保組合のうち高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合(次条において「被用者保険等保険者である組合」という。)について、第二十九条の八の規定を適用する場合には、同条中「第二十六条第二項」とあるのは、「附則第六条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項」とする。

いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イハ (略)

二ハ (略)

4・5 (略)

附則

(日雇関係国保組合のうち被用者保険等保険者である組合の特別積立金等の特例)

第一条の二 日雇関係国保組合のうち高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合(次条において「被用者保険等保険者である組合」という。)について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、第十九条第三項中「及び健康保険法」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、「及び日雇拠出金」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び日雇拠出金」と、第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、第二十九条の八中「第七十六条第二項」とあるのは「附則第九条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第二項」とする。

(削る)

				<p>(退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例)</p> <p>第四条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村(以下この条及び次条において「退職被保険者等所属市町村」という。)について、第二十九条の七の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
	第二十九条の七 第二項	基礎賦課額に	一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下この項及び次項において「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る基礎賦課額に		
(1)	第二十九条の七 第二項第一号イ	給付に要する費用	給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)		
		支給に要する費用	支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)		
	第二十九条の七 第二項第一号イ	都道府県	都道府県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。)		
(6)	第二十九条の七 第二項第一号イ	額	額(退職被保険者等に係る療養の給付に係る費用の額から当該給付に係る一部		

第二十九條の七 第二項第一号ロ	
法第七十五條の二第 一項の国民健康保険	
国民健康保険保険給 付費等交付金（法第 九條）	負担金に相当する額 を控除した額並びに 入院時食事療養費、 入院時生活療養費、 保険外併用療養費、 療養費、訪問看護療 養費、特別療養費、 移送費、高額療養費 及び高額介護合算療 養費の支給に要する 費用の額並びに当該 市町村が属する都道 府県が行う国民健康 保険の一般被保険者 に係る国民健康保険 事業費納付金の納付 に要する費用（当該 都道府県の国民健康 保険に関する特別会 計において負担する 後期高齢者支援金等 及び介護納付金の納 付に要する費用に充 てる部分に限る。） 及び退職被保険者等 に係る国民健康保険 事業費納付金の納付 に要する費用の額を 除く。）

(3)	保険給付費等交付金	七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。(4)において同じ。(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。(4)において同じ。))に係るものを除く。)附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
(4)	第七十二条の三第一項 繰入金	繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限り。)
第二十九条の七 第二項第三号	被保険者に 世帯別平等割額	一般被保険者に世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)

第二十九條の七 第二項第四号及 び第六号	被保険者 基礎賦課額を	一般被保険者
第二十九條の七 第二項第七号	被保険者の	一般被保険者の
第二十九條の七 第二項第八号イ	被保険者が属する	一般被保険者が属する
第二十九條の七 第二項第九号	基礎賦課額	基礎賦課額（一般被 保険者と退職被保 険者等が同一の世帯 に属する場合には、 同号の基礎賦課額と 附則第四条第二項第 一号の基礎賦課額と の合算額）
第二十九條の七 第三項	後期高齢者支援金等 賦課額に	一般被保険者に係る 後期高齢者支援金等 賦課額に
第二十九條の七 第三項第一号イ	部分	部分であつて、当該 市町村が属する都道 府県が行う国民健康 保険の一般被保険者 に係るもの
第二十九條の七 第三項第一号ロ	第七十二条の三第一 項	附則第九条第一項の 規定により読み替え られた法第七十二条 の三第一項
(2)		
第二十九條の七 第三項第三号	被保険者に 世帯別平等割額	一般被保険者に 世帯別平等割額（一 般被保険者と退職被 保険者等が同一の

第二十九条の七 第三項第四号及 び第五号	被保険者 後期高齢者支援金等 賦課額を	世帯に属する場合に は、当該世帯を一般 被保険者の属する世 帯とみなして算定し た世帯別平等割額)
第二十九条の七 第三項第六号	被保険者の	一般被保険者
第二十九条の七 第三項第七号イ	被保険者	一般被保険者
第二十九条の七 第三項第八号	後期高齢者支援金等 賦課額	後期高齢者支援金等 賦課額（一般被保険 者と退職被保険者等 とが同一の世帯に属 する場合には、同号 の後期高齢者支援金 等賦課額と附則第四 条第三項第一号の後 期高齢者支援金等賦 課額との合算額）
第二十九条の七 第四項第一号ロ (2)	第七十二条の三第一 項	附則第九条第一項の 規定により読み替え られた法第七十二条 の三第一項

2 退職被保険者等所属市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち退職被保険者等（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、

次のとおりとする。

- 一 当該基礎賦課額は、当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者（退職被保険者等以外の被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る保険料についての前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第二号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額の総額）であること。
- 二 前号の所得割額は、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第二号の所得割総額を当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（前項の規定により読み替えられた同条第二項第四号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）の総額で除して得た率を乗じて算定するものであること。
- 三 第一号の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額等に、前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第二号イの資産割総額を当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額等（前項の規定により読み替えられた同条第二項第六号ただし書の規定に基づき当該固定資産税額等が補正された場合には、補正後の当該固定資産税額等）の総額で除して得た率を乗じて算定するものであること。
- 四 第一号の被保険者均等割額は、前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第七号の規定に基づき算定した額と同額であること。
- 五 第一号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区

分に応じ、それぞれイからハまでに定める額であること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第八号イに定めるところにより算定した額

ロ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第六条第一項の規定による退職被保険者（ハにおいて「退職被保険者」という。）の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第八号ロに定めるところにより算定した額

ハ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第八号ハに定めるところにより算定した額

六 第一号の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第三号の基礎賦課額と第一号の基礎賦課額との合算額）は、六十五万円を超えることができないものであること。

3 退職被保険者等所属市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額は、当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る保険料についての第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第二号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世

- 帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額の総額）であること。
- 二 前号の所得割額は、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第二号の所得割総額を当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（第一項の規定により読み替えられた同条第三項第四号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）の総額で除して得た率を乗じて算定するものであること。
- 三 第一号の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額等に、第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第二号イの資産割総額を当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額等（第一項の規定により読み替えられた同条第三項第五号ただし書の規定に基づき当該固定資産税額等が補正された場合には、補正後の当該固定資産税額等）の総額で除して得た率を乗じて算定するものであること。
- 四 第一号の被保険者均等割額は、第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第六号の規定に基づき算定した額と同額であること。
- 五 第一号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額であること。
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第七号イに定めるところにより算定した額
- ロ 前項第五号ロに掲げる世帯 第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第七号ロに定めるところにより算定した額
- ハ 前項第五号ハに掲げる世帯 第一項の規定により読み替え

(病床転換支援金等を納付する都道府県内の市町村の保険料賦課

基準の特例)

第四条 (略)

(削る)

六 算定した額
 六 第一号の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被

保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第三号の後期高齢者支援金等賦課額と第一号の後期高齢者支援金等賦課額との合算額は、二十二万円を超えることができないものであること。

基準の特例)

第五条 (略)

2 令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の七 第一項第一号	第七十六条第一項 第七十五条の七第一項	後期高齢者支援金等 及び	附則第二十二條の規 定により読み替えら れた法第七十六條第 一項
第二十九条の七	第七十五条の七第一	後期高齢者支援金等 及び高齡者医療確保 法の規定による病床 転換支援金等(以下 「病床転換支援金等 一」という。)並びに	附則第二十二條の規

第一項第二号	項	定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
第二十九条の七第一項第三号	の 後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ(2)	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ(2)	第七十五条の七第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の七第一項
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ(6)	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
(2) 第二十九條の七第二項第一号ロ	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條
後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金	

第五條 (公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)
(略)

(削る)

第十三條 (公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)
(略)

(退職被保険者とするための被保険者等であつた期間に相当する期間)

第十四條 法附則第六條第一項に規定する被保険者、組合員又は加入者であつた期間に相当するものとして政令で定める期間は、次のとおりとする。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)に基づく普通恩給の支給要件たる公務員(同法第十九条に規定する公務員をいう。)
としての在職期間(他の法律において同法を準用し退職を支給事由とする年金たる給付を支給する場合における当該年金たる給付の支給要件たる期間の計算の基礎となる在職期間を含む。)

二 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく退職を支給事由とする年金たる給付の支給要件たる期間の計算の基礎となる在職期間

三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基づく退職を支給事由とする年金たる給付の支給要件たる期間の計算の基礎となる旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は同法第二条に規定する外地関係共済組合の組合員であつた期間

四 法令の規定により法附則第六條第一項各号に掲げる法令の規定による被保険者、組合員若しくは加入者であつた期間又は前三号に掲げる期間(以下この号において「被保険者等であつた期間」という。)とみなされる期間及び被保険者等であつた期間の計算上算入される期間並びにこれらの期間に準ずる期間

(退職被保険者とするための年金保険の被保険者等であつた期間の特例)

第十五条 法附則第六条第一項に規定するその受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である年金たる給付を受けることができる者についての政令で定める期間は、次の各号に掲げる年金たる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定によるイからハまでに掲げる年金たる給付イからハまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからハまでに定める期間

イ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十二条第一項第四号又は第五号に該当することにより支給される老齢厚生年金 昭和六十年国民年金等改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める期間

ロ 昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第六号に該当することにより支給される老齢厚生年金 十六年

ハ 昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第七号に該当することにより支給される老齢厚生年金 十五年

二 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この号において「旧厚生年金保険法」という。)の規定によるイ又はロに掲げる年金たる給付 イ又はロに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める期間

イ 旧厚生年金保険法第四十二条第一項第二号又は第三号に規定する被保険者期間を満たしていることにより支給される老齢年金 十五年

ロ 旧厚生年金保険法附則第十二条の規定による老齢年金 十六年

三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下この号及び第十一号において「旧船員保険法」

という。)の規定によるイ又はロに掲げる年金たる給付(イ又はロに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める期間)

イ 旧船員保険法第三十四条第一項第一号に該当することにより支給される老齢年金 十五年

ロ 旧船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当することにより支給される老齢年金 十一年三月

四 恩給法の規定によるイ又はロに掲げる年金たる給付(イ又はロに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める期間)

イ 恩給法第六十条の規定による普通恩給 十七年

ロ 恩給法第六十三条の規定による普通恩給 十二年

五 平成二十四年一元化法改正前国共済年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。イ及び第十号において「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。イ及びロにおいて同じ。)のうちイ又はロに掲げる年金たる給付(イ又はロに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める期間)

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法(平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。ロにおいて同じ。)附則第十三条第二項第一号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十五年

ロ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十三条第二項第二号の規定に該当することにより支給される退職共済年金(同号イからホまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに掲げる期間)

六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十

年法律第五号。第八号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この号において「旧国共済法」という。）の規定によるイ又はロに掲げる年金たる給付 イ又はロに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める期間

イ 旧国共済法附則第十三条の二第一項第一号の規定による退職年金 十五年

ロ 旧国共済法附則第十三条の二第二項第二号の規定による退職年金 同号イからホまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに掲げる期間

七

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下この号において「国の施行法」という。）の規定によるイからホまでに掲げる年金たる給付 イからホまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからホまでに定める期間

イ 国の施行法第八条第一号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同号イからホまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに掲げる期間

ロ 国の施行法第八条第二号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同号に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間

ハ 国の施行法第二十五条第一号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同号イからホまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに掲げる期間

ニ 国の施行法第二十五条第二号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同号に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間

ホ 国の施行法第三十四条第一項の規定に基づき従前の例により同項の連合会が支給する公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十九年立法第五百十五号。へにおいて

- て「沖縄の施行法」という。）第八条第一項の規定による退職年金 同項各号に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間
- ヘ 国の施行法第三十四条第一項の規定に基づき従前の例により同項の連合会が支給する沖縄の施行法第八条第二項又は第三項の規定による退職年金 同条第二項又は第三項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間
- 八 昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下この号において「旧国の施行法」という。）の規定によるイからホまでに掲げる年金たる給付 イからホまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからホまでに定める期間
- イ 旧国の施行法第八条第一項の規定による退職年金 同項各号に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間
- ロ 旧国の施行法第八条第二項の規定による退職年金 同項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間
- ハ 旧国の施行法第十条第一項の規定による退職年金 同項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間
- ニ 旧国の施行法第四十四条第一項の規定による退職年金 同項各号に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間
- ホ 旧国の施行法第四十四条第二項の規定による退職年金 同項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間
- 九 国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第二十五条第一項第一号に規定する退職年金 同号イからホまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ同号イからホまでに定める期間

- 十 平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。イからハまでにおいて同じ。）のうちイからハまでに掲げる年金たる給付 イからハまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからハまでに定める期間
- イ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。ロ及びハにおいて同じ。）附則第二十八条の四第一項第一号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十五年
- ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十八条の四第一項第二号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同号イからハまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ同号イからハまでに掲げる期間
- ハ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十八条の九の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十五年
- 十一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号。第十三号及び第十四号において「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この号において「旧地共済法」という。）の規定によるイからハまでに掲げる年金たる給付 イからハまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからハまでに定める期間
- イ 旧地共済法第三百二十七条第一項第二号の規定による退職年金 当該退職年金に係る旧船員保険法の規定による老齢年金の支給要件たる期間
- ロ 旧地共済法第二百二条第一項の規定による退職年金 十二年
- ハ 旧地共済法附則第二十条第一項第一号の規定による退職年金 十五年

- 二 旧地共済法附則第二十条第一項第二号の規定による退職年金 同号イからホまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ同号イからホまでに掲げる期間
- ホ 旧地共済法附則第二十八条の五第一項の規定による退職年金 十五年
- 十二 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「地方の施行法」という。）の規定によるイからルまでに掲げる年金たる給付 イからルまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからルまでに定める期間
- イ 地方の施行法第八条第一項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同項の表の上欄に掲げる退職年金条
例の最短期間
例の最短期間の年数及び同表の中欄に掲げる者の区分に
応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
- ロ 地方の施行法第八条第二項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同項の表の上欄に掲げる退職年金条
例の最短期間の年数及び同表の中欄に掲げる者の区分に
応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
- ハ 地方の施行法第八条第三項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同項の規定する退職料の支給要件たる在職期間
- ニ 地方の施行法第九条第一項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同項の規定する共済条例の最短期間
年限の年数及び地方の施行法第八条第一項の表の中欄に掲
げる者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
- ホ 地方の施行法第九条第二項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同項の規定する退職年金の支給要件
たる在職期間
- ヘ 地方の施行法第四十八条第一項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十二年
- ト 地方の施行法第四十八条第二項の規定に該当することによ

- リ 支給される退職共済年金 同項に規定する退職料の支給要件たる在職期間
- チ 地方の施行法第五十五条第一項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同項各号に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間
- リ 地方の施行法第五十五条第二項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間
- ヌ 地方の施行法第六十二条第一項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同項に規定する退職年金条例の最短期限の年数及び地方の施行法第八条第一項の表の欄に掲げる者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
- ル 地方の施行法第六十二条第二項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同項に規定する退職料の支給要件たる在職期間
- 十三 昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地方の施行法（以下この号において「旧地方の施行法」という。）の規定によるイからルまでに掲げる年金たる給付 イからルまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからルまでに定める期間
- イ 旧地方の施行法第八条第一項の規定による退職年金 同項の表の上欄に掲げる退職年金条例の最短期限の年数及び同表の中欄に掲げる者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
- ロ 旧地方の施行法第八条第二項の規定による退職年金 同項の表の上欄に掲げる退職年金条例の最短期限の年数及び同表の中欄に掲げる者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
- ハ 旧地方の施行法第八条第三項の規定による退職年金 同項に規定する退職料の支給要件たる在職期間

- ニ 旧地方の施行法第九条第一項の規定による退職年金 同項に規定する共済条例の最短期間及旧地方の施行法第八条第一項の表の中欄に掲げる者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
- ホ 旧地方の施行法第九条第二項の規定による退職年金 同項に規定する退職年金の支給要件たる在職期間
- ヘ 旧地方の施行法第六十七条第一項の規定による退職年金十二年
- ト 旧地方の施行法第六十七条第二項の規定による退職年金 同項に規定する退職料の支給要件たる在職期間
- チ 旧地方の施行法第八十九条第一項の規定による退職年金 同項各号に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間
- リ 旧地方の施行法第八十九条第二項の規定による退職年金 同項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間
- ヌ 旧地方の施行法第一百条第一項の規定による退職年金 同項に規定する退職年金条例の最短期間及旧地方の施行法第八条第一項の表の中欄に掲げる者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
- ル 旧地方の施行法第一百条第二項の規定による退職年金 同項に規定する退職料の支給要件たる在職期間
- 十四 昭和六十年地共済改正法附則第十三条第二項の規定に該当することにより支給される退職共済年金 昭和六十年地共済改正法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間（昭和六十年地共済改正法の施行の日前に同項に規定する地方公共団体の長であつた期間を十二年以上有する者にあつては、十二年）
- 十五 地方公務員の退職年金に関する条例による退職を支給事由とする年金たる給付 当該退職を支給事由とする年金たる給付の支給要件たる在職期間
- 十六 前各号に規定するもののほか、老齢又は退職を支給事由と

する年金たる給付であつて法附則第六条第一項に規定するその
年金受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二
十年未満であるものとして厚生労働大臣の定めるもの 当該年
金たる給付の区分に応じて、厚生労働大臣の定める期間

改正案	現行
<p>（事務費負担金の額）</p> <p>第一条 国民健康保険法（以下「法」という。）第六十九条の規定により、毎年度国が国民健康保険組合（以下「組合」という。）に対して負担する額は、組合の通例国民健康保険の事務（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用の被保険者一人当たりの額（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用にあつては、介護保険第二号被保険者（同法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者をいう。以下同じ。）一人当たりの額）を基準とし、地区又は被保険者若しくは介護保険第二号被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五条（組合に対する補助）（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第七十三条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応</p>	<p>（事務費負担金の額）</p> <p>第一条 国民健康保険法（以下「法」という。）第六十九条の規定により、毎年度国が国民健康保険組合（以下「組合」という。）に対して負担する額は、組合の通例国民健康保険の事務（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用の被保険者一人当たりの額（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用にあつては、介護保険第二号被保険者（同法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者をいう。以下同じ。）一人当たりの額）を基準とし、地区又は被保険者若しくは介護保険第二号被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五条（組合に対する補助）（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第七十三条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応</p>

じ、当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額に係る部分 零

イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 給付費割合（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合をいう。次項第二号及び第三号において同じ。）

ロ (略)

三 (略)

5
12 (略)

(出産育児交付金)

第五条の二 各年度の法第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

(出産育児交付金に関する健康保険法及び高齢者医療確保法の規定の読替え)

第五条の三 法第七十三条の二第二項の規定による技術的読替えは

次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	国民健康保険法第七十三条の二第一項
健康保険法第百五十二条の三第二項	各保険者	都道府県又は国民健康保険組合（以下「都道府県等」という

じ、当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額に係る部分 零

イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 給付費割合（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。次項第二号及び第三号において同じ。）

ロ (略)

三 (略)

5
12 (略)

(新設)

(新設)

健康保険法第百五十二條の四	保険者 出産育児一時金等の支給に要する費用	都道府県等 国民健康保険法第七十三條の二第一項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用
健康保険法第百五十二條の五	保険者 出産育児一時金等 金額	都道府県等 国民健康保険法の規定による出産育児一時金 金額（国民健康保険法第五十八條第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、第百一條の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）
高齡者医療確保法第四十一條の見出し 高齡者医療確保法第四十一條	保険者 合併又は分割 保険者、 保険者及び解散をした保険者に	合併 国民健康保険組合（以下「組合」という。） 組合及び解散をした組合に
高齡者医療確保	保険者	組合

法第四十二条

（組合の合併等の場合における出産育児交付金の額の算定の特例）
 第五条の四 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項（第三号を除く。）及び第二項から第四項までの規定は、法第七十三条の二第二項において準用する高齢者医療確保法第四十一条の規定による出産育児交付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し	保険者	組合
第二条第一項	合併若しくは分割 保険者、 承継した保険者 成立保険者等	合併 国民健康保険組合（以下「組合」という。）
第二条第一項第一号	保険者又は解散をした保険者 承継した保険者 合併、分割 合併又は分割 成立した保険者 当該保険者 消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者	組合又は解散をした組合 承継した組合 合併 合併 成立した組合 当該組合 消滅した組合
	債権の額又は前期高	債権

（新設）

第二条第一項第 二号	債務	年齢納付金等に係る
	保険者	組合
第二条第二項の 表以外の部分	次のイ及びロに掲げ る額の区分に応じ、 それぞれイ及びロに 成立保険者等	イに
	法第三十三条第一項 ただし書	成立組合等 国民健康保険法（昭 和三十二年法律第百 九十二号）第七十三 条の二第二項におい て準用する健康保険 法（大正十一年法律 第七十号）第百五十 二条の三第一項ただ し書
第二条第二項の 表	概算前期高齢者交付 金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付 金	確定出産育児交付金
	保険者	組合
	概算前期高齢者交付 金	概算出産育児交付金
第二条第三項 第二条第四項の 表以外の部分	成立保険者等	成立組合等
	法第三十三条第一項 ただし書	国民健康保険法第七 十三条の二第二項に おいて準用する健康 保険法第百五十二条

第二条第四項の表		金	概算前期高齢者交付金	の三第一項ただし書
		金	確定前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
		金	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
		合併、分割		合併
		保険者		組合
		金	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
		金	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金

(国民健康保険事業費納付金の額)

第八条 法第七十五条の七第一項の規定により毎年度都道府県が当該都道府県内の各市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額(第十二条第二号及び第十三条第六号において「納付金額」という。)は、当該年度における当該市町村に係る第一号から第四号までに掲げる額の合算額から同年度における当該市町村に係る第五号に掲げる額を控除した額とする。

一五 (略)

(一般納付金基礎額)

第九条 (略)

2 前項第一号の一般納付金算定基礎額は、当該年度における当該都道府県に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該都道府県に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。

一 次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)
イ(略)

(国民健康保険事業費納付金の額)

第八条 法第七十五条の七第一項の規定により毎年度都道府県が当該都道府県内の各市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額(第十二条第二号及び第十三条第五号において「納付金額」という。)は、当該年度における当該市町村に係る第一号から第四号までに掲げる額の合算額から同年度における当該市町村に係る第五号に掲げる額を控除した額とする。

一五 (略)

(一般納付金基礎額)

第九条 (略)

2 前項第一号の一般納付金算定基礎額は、当該年度における当該都道府県に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該都道府県に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。

一 次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)
イ 国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用の額
ロ 前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額

ホ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。次号カにおいて同じ。）の額

二 次に掲げる額の合算額

イ イチ（略）

リ 法第七十三条の二第一項の規定による出産育児交付金の額

（第十三条第五号の額を同号イに掲げる額とする場合にあっては、零）

ヌ ニカ（略）

三 三（略）

（市町村別納付金減算額）

第十三条 第八条第五号の市町村別納付金減算額は、当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額とする。

一 一（略）

五 イ又はロに掲げる額のうち都道府県が定めるいずれかの額

イ 法第七十三条の二第一項の規定による出産育児交付金（当該市町村に係る部分に限る。）の額

ロ 零

六（略）

附則

ハ 法第八十一条の二第三項の規定による繰入金の繰入れに要する費用の額

二 法第八十一条の三第二項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金（以下「特別高額医療費共同事業拠出金」という。）の納付に要する費用の額

ホ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。次号ワにおいて同じ。）の額

二 次に掲げる額の合算額

イ イチ（略）

（新設）

リ リ（略）

三 三（略）

（市町村別納付金減算額）

第十三条 第八条第五号の市町村別納付金減算額は、当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額とする。

一 一（略）

（新設）

五（略）

附則

(療養給付費等交付金の額)

第三条 法附則第七条第一項の規定により毎年度支払基金が同項に規定する退職被保険者等所属道府県（以下この項、次条及び附則第十四条において「退職被保険者等所属道府県」という。）に対し、当該退職被保険者等所属道府県及び当該退職被保険者等所属道府県内の退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）が負担する費用について交付する療養給付費等交付金の額は、各退職被保険者等所属道府県につき、当該年度における第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（第三号及び次条第二項において「退職被保険者等」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額

二 調整対象基準額（法附則第七条第二号に規定する調整対象基準額をいう。）及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額

三 当該退職被保険者等所属道府県内の退職被保険者等所属市町村に係る次に掲げる額の合算額の総額

イ (1) に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該年度における収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額（当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年齢において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額の割合が、被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定める割合に満たない当該退職被保険者等所属道府県内の退職被保険者等所属市町村（災害その他特別の事情に

より当該割合に満たない退職被保険者等所属市町村を除く。
）にあつては、退職被保険者等に係る保険料の収納状況
その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところによ
り算定された額）

(2) 当該年度における収納された退職被保険者等に係る保険
料に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（
当該退職被保険者等所属都道府県による介護納付金の納付
に要する費用に充てる部分に限る。）の額として厚生労働
省令で定めるところにより算定された額の総額

ロ 当該年度における退職被保険者等に係る次に掲げる額の合
算額

(1) 法第六十四条第一項の規定に基づき支払を受ける損害賠
償金の額

(2) 法第六十五条第一項の規定による徴収金の額

(3) 法第六十五条第三項の規定による返還金及び加算金の額

ハ その他前二号に規定する費用のための収入の額の合算額

2 | 第三条の規定は、療養給付費等交付金の減額について準用する

。この場合において、同条第一項中「都道府県又は当該都道府県
内の市町村が確保すべき収入を不当に確保していない」とあるの
は「法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等に係る国民健
康保険事業の運営に関し、同項に規定する退職被保険者等所属都
道府県（以下この条において「退職被保険者等所属都道府県」と
いう。）若しくは当該退職被保険者等所属都道府県内の同項に規
定する退職被保険者等所属市町村（以下この条において「退職被
保険者等所属市町村」という。）が確保すべき収入を不当に確保
せず、又は退職被保険者等所属都道府県若しくは当該退職被保
険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村が支出すべき
でない経費を不当に支出した」と、「都道府県に」とあるのは「退
職被保険者等所属都道府県に」と、「確保する」とあるのは「確
保し、又は不当に支出した経費を回収する」と、同条第二項中「
当該都道府県」とあるのは「当該退職被保険者等所属都道府県」

と、「市町村」とあるのは「退職被保険者等所属市町村」と、「確保していない」とあるのは「確保せず、又は支出すべきでない経費を不当に支出した」と、「確保する」とあるのは「確保し、又は不当に支出した経費を回収する」と、同条第三項中「都道府県」とあるのは「退職被保険者等所属都道府県」と、「市町村」とあるのは「退職被保険者等所属市町村」と、「確保しなかつたとき」とあるのは「確保せず、若しくは支出すべきでない経費を支出したとき」と、「確保しなかつたこと」とあるのは「確保しなかつたこと若しくは支出したこと」と、「第七十一条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「国の負担金の額を減額する」とあるのは「療養給付費等交付金の額を減額することを社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に対して命ずる」と、それぞれ読み替えるものとする。

（退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例）

第四条 退職被保険者等所属都道府県及び退職被保険者等所属市町村について、第二条、第四条、第四条の三から第四条の六まで、第八条から第十条まで、第二十条、第二十四条及び第二十七条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条第一項</p>	<p>第七十条第一項</p>	<p>附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第一項</p>
<p>第二条第一項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者</p>

<p>第二条第一項第二号</p>	<p>後期高齢者支援金」という。）</p>	<p>をいう。以下同じ。</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ 第四条第二項第二号イ</p>	<p>被保険者 被保険者 後期高齢者支援金の納付に要する費用の額</p>	<p>一般被保険者 後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者 得た額を控除した額</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>
<p>第二条第四項及び第四条第二項第一号イ</p>	<p>被保険者</p>	<p>「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて</p>

<p>第四条の三第一項</p>	<p>第七十二条の三第一項</p>	<p>に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額 附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の</p>
<p>第四条の三第一項第一号</p>	<p>被保険者均等割額</p>	<p>被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。次号、次条第一項各号及び第四条の五第一項各号において同じ。）</p>
	<p>世帯別平等割額</p>	<p>世帯別平等割額（一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。次号において同じ。）</p>
	<p>第七十二条の三第一項</p>	<p>附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項</p>
	<p>規定する減額した額</p>	<p>規定する減額した額（被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。次号において同じ。）</p>

<p>第四条の三第一 項第二号及び第 二項</p>	<p>第七十二条の三第一 項</p>	<p>附則第九条第一項の 規定により読み替え られた法第七十二条 の三第一項</p>
<p>第四条の四第一 項</p>	<p>第七十二条の三の二 第一項の</p>	<p>附則第九条第一項の 規定により読み替え られた法第七十二条 の三の二第一項の</p>
<p>第四条の四第一 項第一号</p>	<p>第七十二条の三の二 第一項</p>	<p>規定する減額した額 (一般被保険者に係 る額に限る。次号に おいて同じ。)</p>
<p>第四条の五第一 項</p>	<p>第七十二条の三の三 第一項の</p>	<p>附則第九条第一項の 規定により読み替え られた法第七十二条 の三の三第一項の</p>
<p>第四条の五第一 項第一号</p>	<p>所得割額</p>	<p>所得割額(一般被保 険者に係る額に限る 。次号において同じ 。)</p>
<p>第七十二条の三の三 第一項</p>	<p>第七十二条の三の三 第一項</p>	<p>附則第九条第一項の 規定により読み替え られた法第七十二条</p>

第八條	第四條の五第一 項第二号及び第 二項	第七十二條の三の三 第一項	の三の三第一項 規定する減額した額 (一般被保険者に係 る額に限る。次号に おいて同じ。)
第四條の六第一 項第一号イ(1)	保険料	一般被保険者に係る 保険料	
第四條の六第一 項第二号イ(1)	保険料	一般被保険者に係る 保険料	
第四條の六第一 項第二号イ(2)	口及び第十一條	一般被保険者に限る 口	
第四條の六第一 項第三号イ(1)	課された	課された一般被保険 者に係る	
第四條の六第一 項第三号イ(2)及 びロ	被保険者	一般被保険者	
第四條の六第一 項第四号イ(1)	課された	課された一般被保険 者に係る	
第四條の六第一 項第四号イ(2)	口	一般被保険者に限る 口	
第八條	控除した額	控除した額に同年度 における当該市町村 に係る退職被保険者 等納付金調整額を加	

第九條第二項第一号	額)	えた額
第九條第二項第一号イ	費用	額)から調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額(退職被保険者等に係る部分を除く。)
第九條第二項第二号イ	同条第一項	法附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十條第一項
第九條第二項第二号ワ	収入	収入(法附則第七條第一項の規定による療養給付費等交付金(次條第二項第二号ホにおいて「療養給付費等交付金」という。)を除く。)
第九條第四項、第五項、第六項及び第十項	被保険者	一般被保険者
第十條第二項第一号	額	額から後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
第十條第二項第二号イ	第七十條第一項	附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十條第

第十條第二項第二号ホ	収入	一項
第十條第三項及び第四項	被保険者	収入（療養給付費等交付金を除く。） 一般被保険者
第二十條第二号	第七十條第一項	附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十條第一項
第二十四條第二項及び第二十七條	同條第三項 被保険者	法第七十條第三項 一般被保険者

2 前項の規定により読み替えられた第八條の退職被保険者等納付金調整額は、当該退職被保険者等所属都道府県における退職被保険者等に係る費用に充てるため、当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村が納付すべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

第五條から第七條まで 削除

（被用者保険等保険者の合併等における拠出金の額の算定の特例）

第八條 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項（同項第二号イ及び第三号イを除く。）から第四項までの規定は、法附則第十六條において準用する高齢者医療確保法第四十一條の規定による合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者（高齢者医療確保法第七條第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）の合併若しくは分割後存続する被用者保険等保険者又は解散をした被用者保険等保険者の

権利義務を承継した被用者保険等保険者に係る拠出金（法附則第十條第一項に規定する拠出金をいう。次条において同じ。）の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二條第一項	した保険者、	した被用者保険等保険者（法第七條第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）
保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者（以下「成立保険者等	被用者保険等保険者又は解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者（以下「成立被用者保険等保険者等	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十條第一項に規定する拠出金（以下「拠出金」という。）
前期高齢者交付金及び法第三十六條第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）	成立被用者保険等保険者等の	成立被用者保険等保険者等の
保険者 前期高齢者交付金に係る債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務	被用者保険等保険者 拠出金に係る債務	被用者保険等保険者 拠出金に係る債務
第二條第一項第一號	する保険者	する被用者保険等保

		第二條第三項		第二條第四項	
加入者の数	当該分割時における加入者の数	相当する額	月の標準報酬総額に相当する額	成立保険者等	前期高齢者交付金
した保険者	した被用者保険等保	した被用者保険等保	した被用者保険等保	した保険者	した被用者保険等保
する保険者	する被用者保険等保	する被用者保険等保	する被用者保険等保	する保険者	する被用者保険等保
当該保険者	当該被用者保険等保	当該被用者保険等保	当該被用者保険等保	当該保険者	当該被用者保険等保
当該分割時における加入者の数	当該分割が行われた月の標準報酬総額に相当する額	当該分割が行われた月の標準報酬総額に相当する額	当該分割が行われた月の標準報酬総額に相当する額	前期高齢者交付金	療養給付費等拠出金
成立保険者等	成立被用者保険等保	成立被用者保険等保	成立被用者保険等保	成立保険者等	療養給付費等拠出金
の前期高齢者交付金	の療養給付費等拠出金	の療養給付費等拠出金	の療養給付費等拠出金	の前期高齢者交付金	の療養給付費等拠出金
法第三十三條第一項ただし書	国民健康保険法附則第十一條第一項ただし書	国民健康保険法附則第十一條第一項ただし書	国民健康保険法附則第十一條第一項ただし書	法第三十三條第一項ただし書	国民健康保険法附則第十一條第一項ただし書
概算前期高齢者交付金	概算療養給付費等拠出金	概算療養給付費等拠出金	概算療養給付費等拠出金	概算前期高齢者交付金	概算療養給付費等拠出金
「同年度	「前々年度	「前々年度	「前々年度	「同年度	「前々年度
確定前期高齢者交付金	確定療養給付費等拠出金	確定療養給付費等拠出金	確定療養給付費等拠出金	確定前期高齢者交付金	確定療養給付費等拠出金
した保険者	した被用者保険等保	した被用者保険等保	した被用者保険等保	した保険者	した被用者保険等保
当該保険者	当該被用者保険等保	当該被用者保険等保	当該被用者保険等保	当該保険者	当該被用者保険等保
する保険者	する被用者保険等保	する被用者保険等保	する被用者保険等保	する保険者	する被用者保険等保

当該分割時における加入者の数	当該分割が行われた月の標準報酬総額に相当する額
----------------	-------------------------

(拠出金及び延滞金の徴収の請求)

第九条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三条の規定は、法附則第十六条において準用する高齢者医療確保法第四十四条第三項の規定による拠出金及び延滞金(法附則第十六条において準用する高齢者医療確保法第四十五条の規定による延滞金をいう。)の徴収の請求について準用する。

(支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者医療確保法の規定の読替え)

第十条 法附則第十九条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

高齢者医療確保法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十条	保険者	被用者保険等保険者、被用者保険等保険者
第四百四十二条	毎年度、加入者数、特定健康診査等の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めらるるほか、第三百二十九条第一項第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等	国民健康保険法(以下「法」という。)附則第十七条第一号に掲げる業務

第百四十三条	を徴収する業務及び同項第二号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徴収する業務	その他
第百四十六条第一項	第百三十九条第一項各号に掲げる業務ごとに、その他（第百三十九条第二項に規定する業務を除く。次項及び次条第一項において同じ。）に関し	に関し
第百四十六条第三項	第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及び同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務又は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務	法附則第十七条第二号に掲げる業務
第百四十八条	前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金	法附則第七条第一項に規定する療養給付費等交付金
第百五十一条	この章	この章（第百三十九条及び第百五十三条を除く。）

第百五十四条	この法律	法附則第十六条において準用する第四十三条から第四十六条までの規定
第百六十八条第一項第一号	第百三十四条第二項 同項	法附則第十六条において準用する第三百三十四條第二項 法附則第十六条において準用する同項
第百六十八条第一項第二号	第百四十二条	法附則第十九条において準用する第四百十二条
第百六十八条第二項	第百五十二条第一項 同項	法附則第十九条において準用する第五百十二条第一項 法附則第十九条において準用する同項
第百七十条第一項第一号	この法律	法附則第十九条において準用する第四百十條、第四百四十一條第一項、第四百四十四條、第四百四十五條第一項又は第四百四十七條第一項、第三項若しくは第八項の規定
第百七十条第一項第二号	第百四十九条	法附則第十九条において準用する第四百十九条

項) (退職者医療関係業務に関し支払基金が発行する債券に関する事

第十一条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十八条から第三十七条までの規定は、法附則第十九条において準用する高齢者医療確保法第四十七条第一項の規定により支払基金が発行する債券について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条	法第四百四十七条第一項	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十九条において準用する法第四百四十七条第一項
第二十九条	基金高齢者医療制度債券	基金国民健康保険債券
第三十条第一項	基金高齢者医療制度債券の 基金高齢者医療制度債券申込証	基金国民健康保険債券の 基金国民健康保険債券申込証
第三十条第二項	基金高齢者医療制度債券（次条第二項）	基金国民健康保険債券（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）附則第十一条において準用する次条第二項）
	振替基金高齢者医療	振替基金国民健康保

項 第三十四條第一	項 第三十四條第二	項 第三十五條第一	項 第三十五條第二	項 第三十六條第一	項 第三十六條第二	項 第三十七條第一
債券	債券	債券原簿	債券原簿	債券	債券	債券
前条	第三十條第三項第一号	基金高齢者医療制度	基金高齢者医療制度	基金高齢者医療制度	前項	法第百四十七條第一項
算定政令附則第十一 条において準用する 前条	算定政令附則第十一 条において準用する 第三十條第三項第一 号	基金国民健康保険債 券の	基金国民健康保険債 券の	基金国民健康保険債 券	算定政令附則第十一 条において準用する 前項	国民健康保険法附則 第十九条において準 用する法第百四十七 條第一項
券	券	券原簿	券原簿	券	券	券
基金国民健康保険債	基金国民健康保険債	基金国民健康保険債	基金国民健康保険債	基金国民健康保険債	基金国民健康保険債	基金国民健康保険債

(病床転換支援金等を納付する都道府県の療養給付費等負担金等の特例)
 第十四条 (略)

第三十条第三項第一号	算定政令附則第十一条において準用する第三十条第三項第一号
第二号	算定政令附則第十一条において準用する第二号
第三十七条第二項	前項
基金高齢者医療制度 債券申込証	基金国民健康保険債券申込証
基金高齢者医療制度 債券の	基金国民健康保険債券の

(特例退職被保険者等所属割合の算定方法)
 第十二条 法附則第二十一条第三項第二号に規定する特例退職被保険者等所属割合は、法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合の算定方法の例に準じて厚生労働省令で定めるところにより算定した割合とする。

(病床転換支援金等を納付する都道府県の療養給付費等負担金等の特例)
 第十四条 (略)

2 令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条及び第四条の規定、第四条の二の規定、同項の規定により読み替えられた第九条及び第十条の規定、第十一条及び第十九条の規定並びに同項の規定により読み替えられた第二十条の規定並びに附則第三条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項</p>	<p>附則第九条第一項</p>	<p>附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第九条第一項</p>
<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項第二号</p>	<p>及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）</p>
<p>附則第七条第一項第二号</p>	<p>附則第七条第一項第二号</p>	<p>附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号</p>
<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた第四条第二項第二号イ</p>	<p>及び後期高齢者支援金及び後期高齢者支援金</p>	<p>、後期高齢者支援金及び病床転換支援金及び後期高齢者支援金及び病床転換支援金</p>
<p>第四条の二第一項第二号</p>	<p>第二条第一項第二号</p>	<p>附則第十四条第二項の規定により読み替えられた附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項第二号</p>

第九條第二項第一号ホ	及び後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第九條第二項第二号イ	後期高齢者支援金及び 附則第九条第一項	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに 附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第九條第一項
第九條第二項第二号ハ及びホ	後期高齢者支援金及び 第七十五條	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに 附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十條第二項第一号	後期高齢者支援金等及び 後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
附則第四条第一	附則第九条第一項	附則第二十二條の規

項の規定により読み替えられた第十條第二項第二号イ	後期高齢者支援金	定により読み替えられた法附則第九條第一項
第十條第二項第二号ロ及びハ	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第十條第二項第二号ニ	第七十五條	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條
附則第四條第一項の規定により読み替えられた第十條第二項第二号ホ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十一條第二項第二号イ	第七十條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項
第十一條第二項第二号ニ	第七十五條	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條
第十九條第三号	及び後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
附則第四條第一項の規定により読み替えられた	附則第九條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第九條第

付録第一（第五条関係）

$$\{A \times (r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$$

備考

一 この式において、A、B、C及びrは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

- A 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)に掲げる額
- B 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額
- C 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額
- r 高齢者医療確保法第三十四条第七項に規定する概算加入者調整率

二 (略)

付録第二（附則第十三条関係）

$$\{D \times (s \times r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$$

備考

一 この式において、A、B、C、D、r及びsは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

- A 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)に掲げる額
- B 高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額

- C 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額
- D 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額
- r 高齢者医療確保法第三十四条第七項に規定する概算加入者調整率

- s 高齢者医療確保法第三十四条第五項に規定する概算額補正率

二 (略)

られた同項

付録第一（第五条関係）

$$\{A \times (r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$$

備考

一 この式において、A、B、C及びrは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

- A 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号に掲げる額
- B 高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額
- C 高齢者医療確保法第三十四条第一項第三号に掲げる額
- r 高齢者医療確保法第三十四条第五項に規定する概算加入者調整率

二 (略)

付録第二（附則第十三条関係）

$$\{D \times (s \times r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$$

備考

一 この式において、A、B、C、D、r及びsは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

- A 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号に掲げる額
- B 高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額

- C 高齢者医療確保法第三十四条第一項第三号に掲げる額
- D 高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額
- r 高齢者医療確保法第三十四条第五項に規定する概算加入者調整率

- s 高齢者医療確保法第三十四条第四項に規定する概算額補正率

二 (略)

改正案	現行
<p>（保険料の算定に係る基準）</p> <p>第十八条 後期高齢者医療広域連合が被保険者（法第百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。以下この項において同じ。）に対して課する保険料の算定に係る同条第二項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第一号の賦課額は、<u>八十万円</u>を超えることができないものであること。</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合が特定地域被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第一号の賦課額は、<u>八十万円</u>を超えることができないものであること。</p> <p>3 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（次項又は第五項に規定する基準に従い第一項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下この項において「賦課総額」という。）についての同条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。</p>	<p>（保険料の算定に係る基準）</p> <p>第十八条 後期高齢者医療広域連合が被保険者（法第百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。以下この項において同じ。）に対して課する保険料の算定に係る同条第二項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第一号の賦課額は、<u>六十六万円</u>を超えることができないものであること。</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合が特定地域被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第一号の賦課額は、<u>六十六万円</u>を超えることができないものであること。</p> <p>3 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（次項又は第五項に規定する基準に従い第一項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下この項において「賦課総額」という。）についての同条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。</p>

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第七十条第三項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第七項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第七十条第四項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第一百七十七条第二項の規定による拠出金及び法第二百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金の納付に要する費用の額、法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

ロ (略)

二 (略)

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額に、当該特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

4・5 (略)

附則

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第七十条第三項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第七項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第七十条第四項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

ロ (略)

二 (略)

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

4・5 (略)

附則

(被扶養者であつた被保険者に対して課する平成二十九年度及び平成三十年度における保険料の算定の特例)

第四条 (略)

(令和六年度における保険料の算定に関する特例)

第五条 次の各号のいずれかに該当する被保険者(次項の規定の適用を受ける被保険者を除く。)に対して課する令和六年度における保険料の算定については、第十八条第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項第六号及び第二項第五号中「八十万円」とあるのは、「七十三万円」とする。

一 昭和二十四年三月三十一日以前に生まれた者

二 令和七年三月三十一日以前に法第五十条第二号の認定を受け、被保険者資格を有している者(前号に掲げる者及び昭和二十四年四月一日から昭和二十五年三月三十一日までに生まれた者で七十五歳に達した後該当認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。)

2

令和五年の基礎控除後の総所得金額等が五十八万円を超えない被保険者に対して課する令和六年度における保険料の算定について、第十八条第一項から第三項までの規定を適用する場合においては、同条第一項第六号及び第二項第五号中「八十万円」とあるのは「六十七万円」と、同条第三項第三号中「被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額」とあるのは「被保険者均等割総額」とする。

(被扶養者であつた被保険者に対して課する平成二十九年度及び平成三十年度における保険料の算定の特例)

第四条 (略)

(新設)

○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（前期高齢者交付金）</p> <p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、毎年度、保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともにを行う国民健康保険にあつては、都道府県。次条並びに第二十五条の三第一項第一号及び第二号を除き、以下同じ。）に対して高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金（第二条において「前期高齢者交付金」という。）を交付するものとする。</p> <p>（標準報酬総額の補正）</p> <p>第一条の二 法第三十四条第四項第一号の標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより補正して得た額とする。</p> <p>一 全国健康保険協会及び健康保険組合 全国健康保険協会及び当該健康保険組合の被保険者の健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額に百分の百を乗じて得た額及び当該被保険者の健康保険法又は船員保険法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額</p> <p>二 共済組合 当該共済組合の組合員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この号及び次項において同じ</p>	<p>（前期高齢者交付金）</p> <p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、毎年度、保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともにを行う国民健康保険にあつては、都道府県。第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項第一号及び第二号を除き、以下同じ。）に対して高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金（第二条において「前期高齢者交付金」という。）を交付するものとする。</p> <p>（新設）</p>

。の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の月額をいう。以下この条において同じ。）の前々年度の合計額の総額（当該共済組合の組合員の標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員がある場合にあつては、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）及び当該共済組合の組合員の標準期末手当等の額（国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準期末手当等の額をいう。第四号において同じ。）の同年度の合計額の総額を合算した額

イ 前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この号及び次号において「基準月」という。）における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員の標準報酬の月額の基本となった報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び同年度の基準月における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員以外の組合員の標準報酬の月額の総額を合算した額

ロ 前々年度の基準月における当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の総額

三

日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者を除く。以下この条において「加入者」という。）の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額（加入者の同法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者がある場合にあつては、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同

年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）及び加入者の同法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

イ 前々年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者の同法に規定する標準報酬月額的基础となつた報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び同年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者以外の加入者の同法に規定する標準報酬月額の総額を合算した額

ロ 前々年度の基準月における加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の総額

四 国民健康保険組合（被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）であるものに限る。以下この号において「組合」という。）組合の組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「組合員の報酬」という。）の前々年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に應じ、前三号の規定による補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額

健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の前項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の合計額の総額及び同項第三

号の加入者の同法に規定する標準報酬月額合計額の総額については、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額と改定月から同年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項第二号及び第三号の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額を合算した額とする。

（保険者の財政力の見込みの算定方法）

第一条の三 法第三十八条第一項第二号の保険者の財政力の見込みは、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額（被用者保険等保険者の被保険者一人当たりの標準報酬総額（法第三十四条第八項に規定する標準報酬総額をいう。）をいう。以下同じ。）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二・三 （略）

第一条の四（第一条の十）（略）

（保険者の合併等の場合における前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例）

第二条 （略）

2 前項ただし書に規定する場合における前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の区分に該当する成立保険者等に係る合併等年度の前期高齢者交付金の額の算定については、当該区分に応じ、法第三

（保険者の財政力の見込みの算定方法）

第一条の二 法第三十八条第一項第二号の保険者の財政力の見込みは、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。） 当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額（被用者保険等保険者の被保険者一人当たりの標準報酬総額（法第二百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。附則第二条第二項及び第三条第三項において同じ。）をいう。以下同じ。）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二・三 （略）

第一条の三（第一条の九）（略）

（保険者の合併等の場合における前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例）

第二条 （略）

2 前項ただし書に規定する場合における前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の区分に該当する成立保険者等に係る合併等年度の前期高齢者交付金の額の算定については、当該区分に応じ、法第三

十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「同年度の確定前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)
解散をした保険者の権利義務を承継した保険者	(略)

3 (略)

4 成立保険者等に係る合併等年度の翌々年度の前期高齢者交付金の額の算定については、次の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に応じ、法第三十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「同年度の確定前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

(略)	(略)
解散をした保険者の権利義務を承継した保険者	(略)

5 (略)

(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 法第九十三条第三項の規定により、毎年度国が支払基金に対して交付する額は、当該年度における法第三十八条第三項第三号に規定する特別負担調整見込額の総額等（以下この項において「特別負担調整見込額の総額等」という。）の三分の二とする。ただし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の法第三十九条第三項第三号に規定する特別負担調整額の総額等を超えるときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等からその超える額

十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「同年度の確定前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)
解散した保険者の権利義務を承継した保険者	(略)

3 (略)

4 成立保険者等に係る合併等年度の翌々年度の前期高齢者交付金の額の算定については、次の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に応じ、法第三十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「同年度の確定前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

(略)	(略)
解散した保険者の権利義務を承継した保険者	(略)

5 (略)

(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 法第九十三条第三項の規定により、毎年度国が支払基金に対して交付する額は、当該年度における法第三十八条第三項第三号に規定する特別負担調整見込額の総額等（以下この項において「特別負担調整見込額の総額等」という。）の二分の一とする。ただし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の法第三十九条第三項第三号に規定する特別負担調整額の総額等を超えるときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等からその超える額

を控除して得た額の三分の二とし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の同号に規定する特別負担調整額の総額等に満たないときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等にその満たない額を加算して得た額の三分の二とする。

(令和六年度及び令和七年度における後期高齢者負担率)

第十一条の二 令和六年度及び令和七年度における法第百条第二項に規定する後期高齢者負担率は、百分の十二・六七とする。

(財政安定化基金による交付事業)

第十三条 (略)

256 (略)

7 第二項、第三項及び第五項の基金事業対象比率は、各後期高齢者医療広域連合につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 当該特定期間における保険料収納必要額のうち法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額(以下「療養の給付等に要する費用の額」という。)、財政安定化基金拠出金、法第一百七十七条第二項の規定による拠出金及び法第二百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金(法第十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。)の償還に要する費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 (略)

8・9 (略)

(基金事業対象収入額の算定方法)

第十七条 基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金

を控除して得た額の二分の一とし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の同号に規定する特別負担調整額の総額等に満たないときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等にその満たない額を加算して得た額の二分の一とする。

(令和四年度及び令和五年度における後期高齢者負担率)

第十一条の二 令和四年度及び令和五年度における法第百条第三項に規定する後期高齢者負担率は、百分の十一・七二とする。

(財政安定化基金による交付事業)

第十三条 (略)

256 (略)

7 第二項、第三項及び第五項の基金事業対象比率は、各後期高齢者医療広域連合につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 当該特定期間における保険料収納必要額のうち法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額(以下「療養の給付等に要する費用の額」という。)、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金(法第十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。)の償還に要する費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 (略)

8・9 (略)

(基金事業対象収入額の算定方法)

第十七条 基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金

の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条第一項の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額とする。

(基金事業対象費用額の算定方法)

第十八条 基金事業対象費用額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金の納付に要した費用の額の合計額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額とする。

(削る)

の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条第一項の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第百七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額とする。

(基金事業対象費用額の算定方法)

第十八条 基金事業対象費用額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第百七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額の合計額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額とする。

(標準報酬総額の補正)

第二十五条の二 法第百二十条第一項第一号イの標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより補正して得た額とする。

- 一 全国健康保険協会及び健康保険組合 全国健康保険協会及び当該健康保険組合の被保険者の健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額に百分の百を乗じて得た額及び当該被保険者の健康保険法又は船員保険法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額
- 二 共済組合 当該共済組合の組合員（国家公務員共済組合法（

昭和三十三年法律第二百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この号及び次項において同じ。)の標準報酬の月額(国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬(以下この条において「標準報酬」という。)の月額をいう。以下この条において同じ。)の前々年度の合計額の総額(当該共済組合の組合員の標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員がある場合にあつては、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額)及び当該共済組合の組合員の標準期末手当等の額(国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準期末手当等の額をいう。第四号において同じ。)の同年度の合計額の総額を合算した額

イ 前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月(以下この項において「基準月」という。)における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員の標準報酬の月額を基礎となつた報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額)及び当該共済組合の組合員の標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員以外の組合員の標準報酬の月額を合算した額

ロ 前々年度の基準月における当該共済組合の組合員の標準報酬の月額を合算した額

三

日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者を除く。以下この条において「加入者」という。)の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額(

加入者の同法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者がある場合にあつては、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）及び加入者の同法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

イ 前々年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者の同法に規定する標準報酬月額の基本となつた報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び同年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者以外の加入者の同法に規定する標準報酬月額の総額を合算した額

ロ 前々年度の基準月における加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の総額

四

国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。以下この号において「組合」という。）組合の組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「組合員の報酬」という。）の前々年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に応じ、前三号の規定による補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額

2 | 健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の

第二十五条の二 (略)
 (概算後期高齢者支援金調整率)

第二十七条 (略)
 (後期高齢者支援金等及び延滞金の徴収の請求)

(出産育児支援金に関する法の規定の読替え)

第二十七条の二 法第二百二十四条の人において出産育児支援金について法第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条の見出し	保険者	後期高齢者医療広域連合
第四十一条	保険者、	第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)

最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の前項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の合計額の総額については、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額同年度の合計額の総額及び当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から当該改定が行われた月(以下この項において「改定月」という。)の前月までの期間に係る額と改定月から同年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項第二号及び第三号の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額を合算した額とする。

第二十五条の二 (略)
 (概算後期高齢者支援金調整率)

第二十七条 (略)
 (後期高齢者支援金等及び延滞金の徴収の請求)

(新設)

第四十三条、第四十四条及び第四十六条	保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者	後期高齢者医療広域連合及び解散をした後期高齢者医療広域連合の権利義務を承継した後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療広域連合
--------------------	----------------------------	---

(後期高齢者医療広域連合の合併等における出産育児支援金及び保険者の合併等における出産育児関係事務費拠出金の額の算定の特例)

第二十七条の三 第二項の規定は、法第二百二十四条の八において準用する法第四十一条の規定による出産育児支援金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項の見出し 第二条第一項	保険者、 以下「成立保険者等」	後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）、 後期高齢者医療広域連合又は解散をした後期高齢者医療広域連合の権利義務を承継した後期高齢者医療広域連合（以下「
-------------------	--------------------	--

(新設)

第二条第一項第一号	成立保険者等の	成立後期高齢者医療 広域連合等
	保険者	成立後期高齢者医療 広域連合等の 後期高齢者医療広域 連合
第二条第一項第二号及び第三号	債権の額又は前期高齢者納付金等に係る 債務	債務
	保険者	後期高齢者医療広域 連合
2	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに	ロに
	（出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金並びに延滞金の徴収の請求）	

2 第二条第一項の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十一条の規定による出産育児関係事務費拠出金の額の算定の特例について準用する。この場合において、第二条第一項第一号中「債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務」とあるのは「債務」と、同項第二号及び第三号中「次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに」とあるのは「ロに」と読み替えるものとする。

（出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金並びに延滞金の徴収の請求）

第二十七条の四 第三条の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十四条第三項の規定による出産育児支援金及び延滞金（法第百二十四条の八において準用する法第四十五条に規定する延滞金をいう。次項において同じ。）の徴収の請求について準用する。この場合において、第三条中「当該保険者の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとする。ただし、厚生労働大臣の指定する保険者に係る当該請求は、厚生労働大臣」

（新設）

とあるのは、「当該後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の所在地の都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 第三条の規定は、法第二百二十四条の人において準用する法第四十四条第三項の規定による出産育児関係事務費拠出金及び延滞金の徴収の請求について準用する。

附則

第二条から第四条まで 削除

附則

（平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例）

2 平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る第二十五条の第三項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。以下同じ。）にあつては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

1 平成二十七年度における当該被用者保険等保険者に係る第二十五条の第三項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に二分の一を乗じて得た額

2 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

3 特例退職被保険者等（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。以下同じ。）に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に二分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十七年における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の二第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割

後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の二第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

(平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例)

第三条 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。

一 調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

二 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

2 前項第一号の調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る法附則第十三条の四第一項第二号に規定する補正後加入者数(以下この項において「補正後加入者数」という。)の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数を乗じて得た額とする。

3 第一項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十八年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の三第三項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

4 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る第一項第一号の調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額に、法

附則第十四条の三第四項に規定する率を乗じて得た額とする。

第四条 削除

(法附則第十三条の四第一項第二号ロ及びニに規定する政令で定める割合)

第十五条 法附則第十三条の四第一項第二号ロに規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

2 法附則第十三条の四第一項第二号ニに規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

(法附則第十四条に規定する交付金の額)
第十六条 (略)

(削る)

(法附則第十四条に規定する交付金の額)
第十五条 (略)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 費用の負担（第二十八条―第三十条） 第五章～第七章（略） 附則</p> <p>第四章 費用の負担</p> <p>（掛金の割合） 第二十九条（略）</p> <p>（出産育児交付金） 第二十九条の二 各年度の法第三十四条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。</p> <p>（出産育児交付金に関する技術的読替え） 第二十九条の三 法第三十四条の二第二項の規定により健康保険法第五百五十二条の三から第五百五十二条の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十二条の規定を準用する場合においては、これらの規定（健康保険法第五百五十二条の三第二項の規定を除く。）中「各保険者」とあり、「当該保険者」とあり、「当該各保険者」とあり、及び「保険者」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる健康保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 掛金及び国の補助（第二十八条―第三十条） 第五章～第七章（略） 附則</p> <p>第四章 掛金及び国の補助</p> <p>（掛金の割合） 第二十九条（略）</p> <p>（新設） （新設） （新設）</p>

る。

第百五十二條の 三第一項	前条	私立学校教職員共済 法第三十四條の二第 一項
第百五十二條の 三第二項	厚生労働省令 各保険者ごとに	文部科学省令 日本私立学校振興・ 共済事業団について
第百五十二條の 四	出産育児一時金等の 支給に要する費用	私立学校教職員共済 法第三十四條の二第 一項に規定する出産 費及び家族出産費の 支給に要する費用
第百五十二條の 五	厚生労働省令 出産育児一時金等	文部科学省令 私立学校教職員共済 法の規定による出産 費及び家族出産費
	第百一條	同法第三十四條の二 第一項

附 則

5 (介護納付金に係る掛金の徴収の特例)
 法附則第二十六項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一・二 (略)

6 法附則第二十六項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における任意継続加入者及び特例退職加入者に対する同項の規定の適用については、同項中「第二十七條第二項」とあるのは「私立学校教職員共済法施行令第十三條第一項及び第二項又は第二十三條第一項及び第二項」と、「加入者期間の計算の基礎となる各月のうち、加入者(附則第二十項の規定により

附 則

5 (介護納付金に係る掛金の徴収の特例)
 法附則第二十七項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一・二 (略)

6 法附則第二十七項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における任意継続加入者及び特例退職加入者に対する同項の規定の適用については、同項中「第二十七條第二項」とあるのは「私立学校教職員共済法施行令第十三條第一項及び第二項又は第二十三條第一項及び第二項」と、「加入者期間の計算の基礎となる各月のうち、加入者(附則第二十項の規定により

健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）」とあるのは「任意継続加入者又は特例退職加入者（以下この項において「任意継続加入者等」という。）」と、「加入者に」とあるのは「任意継続加入者等に」と、「政令で定めるもの」とあるのは「同令第十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十三条第一項若しくは第二項に規定する対象月、任意継続加入者等の資格を喪失した日の属する月（任意継続加入者等の資格を取得した日の属する月を除く。）」又は任意継続加入者等が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなつた日の属する月（当該任意継続加入者等が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなつた日の属する月を除く。）」とする。

健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）」とあるのは「任意継続加入者又は特例退職加入者（以下この項において「任意継続加入者等」という。）」と、「加入者に」とあるのは「任意継続加入者等に」と、「政令で定めるもの」とあるのは「同令第十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十三条第一項若しくは第二項に規定する対象月、任意継続加入者等の資格を喪失した日の属する月（任意継続加入者等の資格を取得した日の属する月を除く。）」又は任意継続加入者等が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなつた日の属する月（当該任意継続加入者等が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなつた日の属する月を除く。）」とする。

改正案	現行
<p>（介護保険に関する事務） 第七百七十四条の三十一の四（略）</p> <p>2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第十一項、第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、百条第三項、百三条第五項、百四条第二項、百十四條の二第三項、百十四條の五第五項、百十四條の六第二項、百十五條の八第五項、百十五條の九第二項及び百十五條の四十四の二第八項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第一項の場合においては、介護保険法第六十九条の三十八第一項中「その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、同条第二項中「その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、「若しくは第二項」とあるのは「又は第二項」と、「とき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったとき」とあるのは「とき」と、「又は当該介護支援専門員証未交付者に対し」とあるのは「に対し」と、同条第三項中「その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、同条第四項中「他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項」とあるのは「前二項」と、同法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同条第四項及び第五項中「百十八條第二項第一号」とあるのは「百十七條第二項第一号」と</p>	<p>（介護保険に関する事務） 第七百七十四条の三十一の四（略）</p> <p>2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第十一項、第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、百条第三項、百三条第五項、百四条第二項、百十四條の二第三項、百十四條の五第五項、百十四條の六第二項、百十五條の八第五項及び百十五條の九第二項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第一項の場合においては、介護保険法第六十九条の三十八第一項中「その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、同条第二項中「その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、「若しくは第二項」とあるのは「又は第二項」と、「とき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったとき」とあるのは「とき」と、「又は当該介護支援専門員証未交付者に対し」とあるのは「に対し」と、同条第三項中「その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、同条第四項中「他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項」とあるのは「前二項」と、同法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同条第四項及び第五項中「百十八條第二項第一号」とあるのは「百十七條第二項第一号」と</p>

、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村」とあるのは「当該指定都市」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十八条の二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出ると

、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村」とあるのは「当該指定都市」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十八条の二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出ると

ともに、「これを」と、同法第九十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五項中「第十八条第二項第一号」とあるのは「第十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五項中「第十八条第二項第一号」とあるのは「第十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法第百十五條の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならぬ。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第百十五條の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五條の三十五第六項中「指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サ

ともに、「これを」と、同法第九十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五項中「第十八条第二項第一号」とあるのは「第十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五項中「第十八条第二項第一号」とあるのは「第十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法第百十五條の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならぬ。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第百十五條の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五條の三十五第六項中「指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サ

ービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者」とあり、及び「指定居室サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設」とあるのは「介護サービス事業者」と、「介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可」とあるのは「許可」と、同法第一百五十四条の四十四の二第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第九項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と読み替えるものとする。

2 介護保険に関する事務

第百七十四条の四十九の十一の二 (略)

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第十一項、第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、第百条第三項、第百三条第五項、第百四条第二項、第百十四条の二第三項、第百十四条の五第五項、第百十四条の六第二項、第百十五条の八第五項、第百十五条の九第二項、第百十五条の三十五第六項及び第百十五条の四十四の二第八項の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第四項及び第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支

ービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者」とあり、及び「指定居室サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設」とあるのは「介護サービス事業者」と、「介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。

2 介護保険に関する事務

第百七十四条の四十九の十一の二 (略)

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第十一項、第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、第百条第三項、第百三条第五項、第百四条第二項、第百十四条の二第三項、第百十四条の五第五項、第百十四条の六第二項、第百十五条の八第五項、第百十五条の九第二項及び第百十五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第四項及び第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支

援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村」とあるのは「当該中核市」と、「必要な協議を求めるところができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認められる条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十八条の二の第二五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十

援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村」とあるのは「当該中核市」と、「必要な協議を求めるところができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認められる条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十八条の二の第二五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十

四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、中核市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、中核市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法第百十五條の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第百十五條の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五條の三十五第五項中「指定地域密着型サービスマス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サ

四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、中核市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、中核市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法第百十五條の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第百十五條の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五條の三十五第五項中「指定地域密着型サービスマス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サ

「サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と、同法第一百五十四條の四の二第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第九項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と読み替えるものとする。

「サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と読み替えるものとする。

<p>改正案</p>	<p>現行</p>			
<p>附則 第六十六条及び第六十七条 削除</p>	<p>附則 （住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第六十六条 施行日から平成二十年七月三十一日までの間における前条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令（次項及び次条において「新住基令」という。）第二十四条の四の規定の適用については、同条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項（第三号の二に掲げる事項を除く。）」とする。 2 前項の場合において、転出地市町村長（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条の二第三項に規定する転出地市町村長をいう。）は、同条第三項の規定による通知があつたときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付する方法により、新住基令第二十四条の四第三号の二に掲げる事項を転入地市町村長（住民基本台帳法第二十四条の二第三項に規定する転入地市町村長をいう。）に通知しなければならない。 第六十七条 当分の間、新住基令第三条、第十二条、第二十三条、第二十四条の四及び第二十七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="194 1176 478 2016"> <tr> <td data-bbox="279 1176 319 1344">第三条</td> <td data-bbox="279 1344 319 1568">年月日</td> <td data-bbox="279 1568 319 2016">年月日（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第六条第一項に規定する退職</td> </tr> </table>	第三条	年月日	年月日（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第六条第一項に規定する退職
第三条	年月日	年月日（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第六条第一項に規定する退職		

<p>第十二条第二項第三号</p>	<p>又は喪失に関する事実</p>	<p>若しくは喪失に関する事実又は退職被保険者等となり、若しくは退職被保険者等でなくなつた事実</p>
<p>第二十三条第二項第三号及び第二十四条の四第三号</p>	<p>その旨</p>	<p>その旨及びその者が退職被保険者等である場合には、その旨</p>
<p>第二十七条第一号イ</p>	<p>取得した旨</p>	<p>取得した旨及びその者が退職被保険者等である場合には、その旨</p>

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附則 第五条 削除</p>
<p>現 行</p>	<p>附則 第五条 保険局国民健康保険課は、第二百一十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金に関する事務及び社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関する事務（同法附則第十七条に規定する退職者医療関係業務に限る。）をつかさどる。</p>